

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第241号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和5年1月18日付け諮問教職第610号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

### 答申の概要

#### 1 審査請求人が行った公開請求の内容

特定の職員に係る海外旅行届（以下「請求対象文書」という。）

#### 2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

#### 3 実施機関

石川県教育委員会（教職員課）

#### 4 審査請求の経緯

公開請求 令和4年 9月29日、令和4年10月18日

本件処分 令和4年11月28日、令和4年12月19日

審査請求 令和4年12月22日

諮問 令和5年 1月18日

答申 令和8年 4月 6日

#### 5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、請求対象文書の公開を求める。

#### 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

##### (1) 結論

本件処分は妥当である。

##### (2) 争点

実施機関は、請求対象文書は作成、受領していないと主張している。審査請求人は、職員が海外旅行を行うときは届出を行う必要があり、実施機関は請求対象文書を保有しているはずであると主張している。

##### (3) 審査会の判断理由

当審査会において実施機関に確認したところ、職員が海外旅行を行う場合の届出を義務付ける規定はないことから、実施機関は請求対象文書を保有していない。

#### 7 審議経緯

審査回数6回

# 答 申 書

令和8年4月6日

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について、不存在決定を行ったことは妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

(1) 審査請求人は、令和4年9月29日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求1」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

文書1 [出発日] から実施された、[勤務先] の [研修の名称] において、[旅行会社の名称・支店名] から出された見積書には、職員の [研修施設の名称] 滞在費が3名で369,999円とある。しかし、県が作成した「旅行明細等」には1人当たり9泊分23,851円とあり、実際の [旅行会社の名称・支店名] 「ご旅行代金内訳書」にも職員の [研修施設の名称] 滞在費が3名で71,553円とある。当時台風等の影響があったようだが、そのキャンセル分を差し引いても全く辻褃が合わない支出額である。この支出の大幅な変更に係り、その変更の根拠となるもの全て。

文書2 実施機関が作成及び取得した、この [研修施設の名称] 滞在費の変更に係る文書。

文書3 引率職員の性別内訳。

文書4 引率職員が使用した [研修施設の名称] の部屋数などに係る文書等全て。

文書5 添付（航空会社が発行したeチケットお客様控え）にあるとおり、[勤務先] 職員は、[出発日] より海外へ旅行していることがうかがえる。[勤務先] における「職員の海外旅行届」から同職員の海外旅行届を必要であれば、情報保護処理を施したうえで部分公開されたい。

文書6 この職員は添付（実施機関が作成した研修実施計画書）にあるとおり同時期に [国名] へ出張していることが公文書より公開されたが、本当に出張したのか、それとも個人旅行で [都市名] に行っていたのか、出張の実態が証明できるもの全て。

文書7 ここ10年間の [勤務先] 職員から届けられた海外旅行届の数、滞在（渡航）先、性別の内訳がわかるものを開示されたい。

(2) 審査請求人は、令和4年10月18日付けで、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求2」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

文書8 添付（審査請求人を原告、石川県及び [職員氏名] を被告とする民事訴訟において、[職員氏名] 代理人弁護士から証拠として提出された書証）は、[事件番号他]、[特定の職員の勤務先・氏名] 弁護士 [弁護士の氏名] から提出され、既に公開されているものである。これら職員本人側から提出された裁判証拠によると同職員は、[特定の期間] [国名] を旅行しているのは明白である。この職員の本件に関する「海外旅行届」を必要であれば個人情報処理を施したうえで公開するよう請求する。

文書9 添付（航空会社が発行したeチケットお客様控え）には、同職員が [特定の期間] [国名]、[国名] を海外旅行している様子がうかがえる。これに関しても「海外旅行届」を必要であれば個

人情報処理を施したうえで公開するよう請求する。

文書10 [勤務先]、[研修の名称]に係り、参加者が、職員が誘った早朝マラソンが原因で、病院へ緊急搬送され、「熱中症」と診断されている。これについて[旅行会社の名称・支店名]を通して、海外医療保険が請求されている。この事故に関して、実施機関が作成及び受領した文書すべて。。必要であれば、情報保護処理をしたうえで公開するよう請求する。

## 2 実施機関の決定

### (1) 文書1、文書2及び文書3について

実施機関は、令和4年11月28日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書一部公開決定を行い、審査請求人に通知した。

### (2) 文書6について

実施機関は、令和4年11月28日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書公開決定を行い、審査請求人に通知した。

### (3) 文書4、文書5及び文書7について

実施機関は、令和4年11月28日付けで、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在決定を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

(公文書を保有していない理由)

作成、受領していないため

### (4) 文書8、文書9及び文書10について

実施機関は、令和4年12月19日付けで、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在決定を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

(公文書を保有していない理由)

作成、受領していないため

## 3 審査請求

審査請求人は、文書5、文書8及び文書9（いずれも[勤務先][特定の職員の職・氏名]の海外旅行届。以下「請求対象文書」という。）に係る不存在決定（以下「本件処分」という。）を不服として、令和4年12月22日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 4 諮問

実施機関は、令和5年1月18日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

### 1 審査請求書における主張

## (1) 審査請求の趣旨

本件公開請求1及び本件公開請求2にて、審査請求人は、請求対象文書を公開するよう請求したところ、本件処分が決定されたため、ここにその処分の取り消しを求める。

## (2) 審査請求の理由

ア 実施機関は、不存在の理由を、「公文書を作成、受領していないため」と説明している。

イ しかし、公務員が海外に私事海外旅行を行うときは、管轄する地域における災害等有事への対応の観点からも在勤地定住義務が公務員には課せられており、「届け出」による職員の在勤地離脱状況把握が、所属長には必須である。

ウ これは県職員として、県民の安全安心を守ることに直結することであるから、職員の在勤地離脱状況を、管理者である実施機関及び所属長がしっかりと把握し、適切に手続き及び処理がなされていたかどうかを確認することは、県民にとって重要な情報であり、公益に資するものである。従って、単なる「個人的な一職員の私事」に関することではなく、所属長と管理下の実施機関が公文書の作成及び受領によって、状況を把握していたか否かについて、本件は問うているものである。

エ これだけ一人の県職員が海外を同一年内に複数回旅行した事実が証されているのに、実施機関の公文書不存在決定は不自然であり、「請求対象文書を保有（作成、受領）していない」という説明は不合理である。

オ さらに重要なのは、「請求対象文書を保有（作成、受領）していない」との実施機関の決定理由が本当であれば、無届で職員が年に3回も、そしてそのうち1回は出張中に、別の国に渡航したことを認めていることになる。その認識で正しいのか、本件にて、実施機関は明らかにすべきである。

カ 本件処分により、審査請求人は、県民の公金を利用した公務出張の最中に、別の国に渡航した出張そのものの正当性（職員への該当日当の支払いは不当なのは明らかである。）、職員の在勤地離脱状況に関する実施機関の管理状況という県民の公益に資する情報の知る権利を侵害されたものである。

キ 結論として、①職員は請求対象文書を作成、提出せずに、長期あるいは災害時等緊急に集合できない状態で、年に3回も、在勤地を離れたことが事実と認めているのかを実施機関は明らかにしたうえで、②職員が作成、受領すべき請求対象文書が実施機関（勤務先）に存在しないと言っているのか、③そしてそれは作成、受領されなかった場合、何も問題のない公文書であったのか、明確にするべきである。

## 2 反論書における主張

実施機関の弁明の趣旨は、実施機関は自身が請求対象文書を「保有していない」から「審査請求人の主張には理由がない」と述べているものである。審査請求人の趣旨は、「保有しているはずだ」と主張しているのだから、これは、全く以て、弁明と呼べるものではない。実施機関は、「保有していない」ことへの正当性と道理性を、何ら弁明していないのである。

まず、実施機関は、職員に対し、海外旅行に際し、旅行届を義務付けている。そして、審査請求人は、当該職員の旅行に係る客観的証拠を提出している。従って、当該職員から、実施機関に対し、請求対象文書が提出されていないわけがないから、実施機関は、「保有していない」と弁明するのは、極めて不自然かつ不合理である。

なお、実施機関は、本件公開請求1及び本件公開請求2に係り、当該職員に対して、年3回にわたる旅行の事実を確認及び調査しないまま、請求対象文書を「保有していない」と適当に回答している可能性もある。

このように、実施機関の弁明には、大変不自然かつ調査未完の要素がある。

### 3 意見書における主張

実施機関は、本件公開請求1及び本件公開請求2に対して、具体的な理由を一切示すことなく、単に「保有しない」とだけ回答している。これは、情報公開制度の趣旨に照らしても極めて不誠実な対応である。

また、実施機関は、審査請求人が主張する上記1(2)キ①から③の点について、「本件処分の対象外の請求である」として一蹴しているが、そもそも上記1(2)キ①から③に示された事実関係こそが、請求対象文書が存在すべき合理的根拠をなすものである。したがって、これらの主張を「対象外」として切り捨てること自体が、審査の枠組みを誤解した不適切な判断である。

実施機関が真に説明責任を果たすのであれば、請求対象文書を「保有していない」とする判断について、審査請求人が示した上記1(2)キ①から③の事実関係に即して説明すべきである。それを怠ったまま「不存在」との結論のみを示すのは、情報公開制度における合理的かつ公正な判断手続とは到底言えない。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

審査請求人が主張する「海外渡航に関する届け出」については保有していない。

また、「第3 審査請求人の主張要旨」1(2)キ①から③までについては、本件処分外の請求であり回答はしない。

よって、審査請求人の主張には理由がないと考える。

### 第5 当審査会の判断理由

#### 1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

#### 2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、請求対象文書は作成、受領していないと主張している。これに対し、審査請求人は、職員が海外旅行を行うときは届出を行う必要があり、実施機関は請求対象文書を保有しているはずであると主張している。

#### 3 請求対象文書の保有状況について

条例第2条第2項は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取

得した文書、図画及び電磁的記録(略)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。このうち、「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、政令、条例、規則、規程、通知等によって与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいうものと解される(石川県情報公開条例解釈運用基準)。

審査請求人は、職員が海外旅行を行うときは届出を行う必要がある旨を主張していることから、当審査会事務局職員をして実施機関に請求対象文書の保有状況について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)では、職員は、休暇が3日以上にわたり宿泊を要する旅行をするときは、国内・国外を問わず、旅行先、旅行期間及び連絡方法を明記した書面の提出をしなければならない旨を規定していたが、当該規定は平成14年3月の改正で削除されており、平成14年4月以降は、職員が海外旅行を行う場合の届出を義務付ける規定はない。よって、職員による海外旅行届は存在しない。

実施機関の上記説明に何ら不自然な点はない。

なお、実施機関は、平成16年度以降、校長が職員の海外旅行調査を実施し、公務での出張、研修のみならず私的な旅行であっても、海外旅行を予定している職員の氏名、行先、期間等を報告様式にまとめ、実施機関に報告するよう通知している。この報告文書は、職員自らが届出を行う海外旅行届ではないものの、その内容として、審査請求人の求める海外旅行届としてみなすことが可能であることから、当審査会において、当該文書についての保有状況を確認したところ、[勤務先]の校長からは、実施機関への報告が必要である公務出張の海外研修旅行を含め、一切報告がなされておらず、実施機関の通知内容が徹底されていない状況にあった。こうした状況からすると、実施機関は請求対象文書を保有していないと認めざるを得ない。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 付言

実施機関は、校長に対し、職員の海外旅行の予定について調査し、報告するよう通知しているとのことであるが、本件審査請求において、当該通知が徹底されず、形骸化している事例が認められた。これは公文書の適正な管理という観点からは不十分なものであり、実施機関においては、今後は適切な事務処理が求められる。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び樫見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和5年 1月18日	実施機関から諮問を受けた(諮問教職第610号)。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年11月19日 (第365回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月28日 (第369回審査会)	事案の審議を行った。
8年 2月18日 (第371回審査会)	事案の審議を行った。
8年 3月 3日 (第372回審査会)	事案の審議を行った。
8年 3月24日 (第373回審査会)	事案の審議を行った。